

# まちづくり応援団えーる 団則

## 【第1条（名称）】

当団体は、まちづくり応援団えーる（以下「えーる」）と称する。

## 【第2条（目的）】

「えーる」は、主に周南市鹿野地区で活動する個人・団体及び鹿野地区の伝統文化を紹介することで、個人・団体・伝統文化を結ぶ架け橋となり、それによって地域の活性化を狙うことを目的として設立される団体である。

## 【第3条（事業）】

「えーる」は、第2条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) フリーペーパー「えーる！」の作成
- (2) ホームページや各種SNSを利用した情報発信
- (3) その他、目的達成のために必要な事業

## 【第4条（団員）】

- (1) 「えーる」の目的に賛同し、その意思を団長に伝えることで「えーる」団員として活動することを認める。
- (2) 団長は、正当な理由がない限り入団を認めなければならない。
- (3) 「えーる」を退団するときは、その旨を団長に伝え許可を得なければならない。

## 【第5条（役員）】

「えーる」には次の役員を置く。

- (1) 団長1名
- (2) 副団長1名
- (3) 会計1名
- (4) 監事1名
- (5) 事務局長1名

## 【第6条（役員を選出）】

役員は総会にて団員の推薦により決定する。

## 【第7条（役員の仕事）】

役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 団長は「えーる」を代表しその事業を総理する。
- (2) 副団長は団長を補佐し、団長に事故あるときはこれを代理する。
- (3) 会計は「えーる」の金品の支出管理を管理する。
- (4) 監事は「えーる」の会計を監査する。
- (5) 事務局長は「えーる」の事務処理を行う。

#### 【第8条（役員の仕事）】

役員の仕事は、これを妨げない。

#### 【第9条（役員の仕事）】

役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。役員に変更があった場合の仕事は残任期間とする。

#### 【第10条（総会）】

- (1) 総会は団長が議長となる。
- (2) 総会は団員をもって構成する。
- (3) 総会は役員が必要と認めた時には臨時に開くことができる。
- (4) 総会の議決は出席者の過半数によりこれを議決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- (5) 団員はやむを得ない事情により総会に出席できない場合、書面によりその権限を代理人に委任することができる。
- (6) 総会には以下の事項を附議することができる。
  - 1 団則の変更
  - 2 団体の解散
  - 3 事業計画及び事業報告
  - 4 予算及び決算
  - 5 役員を選任または解任
  - 6 団則に定めない事項についての決定
  - 7 その他「えーる」の運営に必要な事項

#### 【第11条（事務局）】

「えーる」の事務局は事務局長宅に置く。

#### 【第12条（会計）】

「えーる」の運営は次の収入をもって運営する。

- 1 会費
- 2 フリーペーパー「えーる！」スポンサー料
- 3 寄付金・助成金

**【第13条（会計年度）】**

会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

**【第14条（会費）】**

会費については特に月額を定めないものとするが、活動を行う際に予算計上を行い、それに基づき不足分を徴収するものとする。

**【第15条（その他）】**

この団則に定めない事項について、そのつど総会において決定する。

**【附則】**

この団則は平成21年2月1日から施行する。

この団則を平成23年8月8日に改定し、同日より施行する。

この団則を平成25年4月14日に改定し、同日より施行する。

この団則を平成26年9月6日に改定し、同日より施行する。

この団則を令和4年9月23日に改定し、同日より施行する。